(目的)

第1条 この要綱は、資格を持たず、研修を修了していない、介護現場で働いている介護職員及び介護現場への就職を希望する者に対して、介護職員初任者研修の 受講を支援し、介護職員の職場定着及び確保を図ることを目的とする。

(用語の意義)

- 第2条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定める ところによる。
 - (1) 介護職員初任者研修(以下「初任者研修」という。) 介護保険法施行令(平成 10 年政令第 412 号)第 3 条第 1 項各号に掲げる都道府県知事又は都道府県知事が指定する介護員養成研修事業者が実施する研修で、介護保険法施行規則(平成 11 年厚生省令第 36 号)第 22 条の 23 第 1 項に規定する初任者研修課程に係るものをいう。
 - (2) 実務者研修修了者 社会福祉士及び介護福祉士法(昭和62年法律第30号) 第40条第2項第5号に規定する文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学 校又は都道府県知事の指定した養成施設において、社会福祉士介護福祉士養成 施設指定規則(昭和62年厚生省令第50号)第2条に規定する養成課程を修了し た者をいう。
 - (3) 介護施設 都道府県知事又は市町村長の指定を受けた介護事業所をいう。 (補助金の交付)
- 第3条 この補助金は、初任者研修を修了した者及び初任者研修に要する費用を支出した飯豊町内の介護保険サービス事業を行う法人(以下「介護保険サービス事業を行う法人」という。)に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとする。 (補助対象となる研修及び対象者)
- 第4条 補助対象となる研修は、令和3年4月1日から令和4年3月20日までに 修了した初任者研修とする。
- 2 補助対象者は、介護福祉士、社会福祉士及び介護支援専門員の資格を有していない者で、かつ、実務者研修修了者でない者並びに介護保険サービス事業を行う 法人で次に掲げる者とする。
 - (1) 補助金申請時点において飯豊町に住所を有する者で、初任者研修を修了後 6カ月以内に飯豊町内の介護施設に就職する意思のある者
 - (2) 補助金申請時点において飯豊町に住所を有する者で、飯豊町内の介護施設 に介護職員として勤務しており、初任者研修を修了した者で、初任者研修の修 了に要する費用について介護保険サービス事業を行う法人からの助成を受けて おらず、修了後3年間は飯豊町内の介護施設に勤務する意思のある者
 - (3) 介護保険サービス事業を行う法人で、飯豊町内の介護施設に勤務する介護職員にかかる初任者研修の修了に要する費用を支出した法人。ただし、介護保険サービス事業を行う法人が申請するものとし、令和3年度山形県介護職員初任者研修受講支援事業実施要綱に該当する者を除く。

(補助対象となる経費)

第5条 補助の対象となる経費は、初任者研修の受講料及びテキスト代に係る費用とする。ただし、追加講習等に係る費用は含まない。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、第4条第2項第1号及び第2号に掲げる者は前条に規定する経費の全額とする。第4条第2項第3号に掲げる者は前条に規定する経費の2分の1の額とする。ただし、介護サービス事業を行う法人が支出した費用が経費の2分の1の額未満の場合は、介護サービス事業を行う法人が支出した費用を上限とする。

(補助金の交付申請)

- 第7条 令和3年度飯豊町介護職員初任者研修支援事業補助金の交付を受けようとする者(以下「補助金交付申請者」という。)は、令和3年度飯豊町介護職員初任者研修支援事業補助金交付申請書(別記様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、令和4年3月25日までに、町長に提出しなければならない。
 - (1) 受講料及びテキスト代の納付を証する書類
 - (2) 修了証明書又は受講修了を証する書類の写し
 - (3) 飯豊町内の介護施設に勤務する介護職員は、飯豊町内の介護施設に勤務することを証明する書類
 - (4) その他、町長が必要と認める書類
- 2 前項の補助金交付申請書は、補助金の実績報告書を兼ねるものとする。 (補助金の交付決定及び請求)
- 第8条 町長は、前条の規定による申請を受けたときは、その内容を審査の上、令和3年度飯豊町介護職員初任者研修支援事業補助金交付(不交付)決定通知書(別記様式第2号)により補助金交付申請者に通知するものとする。
- 2 町長は、前項の規定により補助金の交付決定をしたときは、速やかに補助金を 交付するものとする。

(補助金交付の取消及び返還)

第9条 町長は、補助金交付申請者が偽りその他不正の行為により補助金の交付を 受けたと認められるときは、その決定の全部又は一部を取り消し、補助金の全部 又は一部を返還させることができる。

(その他)

第 10 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附則

この要綱は、公布の日から施行し、令和3年4月1日から適用する。